

e-KaigoNet 利用規約

■ 履歴

年月日	摘要	概要
2023/12/1	制定・施行 (Ver. 1.0.0)	
2025/8/1	第5条 サービス種別名称の変更 (Ver. 1.0.1)	本サービスの3種類の名称（旧称：e-KaigoNet(フル)/限定版2/限定版1)を「Neoプラン/Plusプラン/Entryプラン」に変更。

e-KaigoNet 利用規約

本規約は、株式会社日本ケアサプライ（以下「当社」という）が契約者（第1条に定義します。）に対して提供する本サービス等（第1条に定義します。）の利用条件及び契約者と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当社との間の本サービス等の利用に関する一切の關係に適用されます。

本サービス等の利用に際しては、本規約の全文を確認し、かつ、本規約の全ての適用に同意する必要があります。

第1章 基本事項

第1条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本規約」とは、「e-KaigoNet 利用規約」をいいます。
- (2) 「本契約」とは、契約者と当社との間に成立する、本サービス等の全部又は一部の利用に関する契約をいいます。
- (3) 「本システム」とは、当社が運営する福祉用具電子商取引システム「e-KaigoNet」をいいます。
- (4) 「本サイト」とは、当社が本システムの提供のために運営するウェブサイトをいいます。
- (5) 「本サービス」とは、当社が契約者に対して本システム又は本サイトを通して提供するサービスをいいます。
- (6) 「ヘルプデスクサービス」とは、当社が契約者による本サービスの利用を支援するサービスをいいます。
- (7) 「本サービス等」とは、「本サービス」及び「ヘルプデスクサービス」の総称をいいます。
- (8) 「契約者」とは、当社との間で本契約を締結した者をいいます。
- (9) 「利用者」とは、本契約に基づいて当社から契約者に付与されたIDを使用して本サービス等を利用する者をいいます。
- (10) 「一次事業者」とは、当社とのレンタル基本契約又は売買基本契約に基づき、当社から直接福祉用具を借り受け又は購入する事業者をいいます。
- (11) 「二次事業者」とは、一次事業者とのレンタル基本契約又は売買基本契約に基づき、一次事業者が当社から借り受け又は購入した福祉用具を、一次事業者から借り受け又は購入する事業者をいいます。

- (12) 「契約希望者」とは、契約者として本サービス等の全部又は一部の利用を希望する者をいいます。
- (13) 「ID・パスワード」とは、本サービス等を利用するために必要となるID・パスワードをいいます。
- (14) 「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（未登録のものを含む。）その他の知的財産権（その出願権及び登録申請にかかる権利を含みます。）、ノウハウ、ドメインネーム、コンピュータプログラム、顧客情報、営業秘密その他一切の無形資産をいいます。
- (15) 「契約者等データ」とは、本サービス等の利用に際し又は関連して、契約者又は利用者から当社に対して開示又は提供される一切のデータ又は情報をいいます。ただし、第24条第2項ないし第5項の「契約者等データ」については、同各項の定めに従う。
- (16) 「免責事由」とは、次のいずれかに該当する事由をいいます。
- ① 天災地変（自身、台風、暴風雨、津波、洪水、落雷及び火災を含みます。）
 - ② 感染症・伝染病・疫病の流行（これらに伴う公的機関による命令・要請の遵守を含みます。）
 - ③ 戦争、暴動、内乱、テロ行為
 - ④ ストライキ、ロックアウト
 - ⑤ 停電
 - ⑥ 当社が本サービス等の提供のために利用する第三者（ただし、当社の役員、従業員及び再委託先は除きます。）のサービスの提供停止・終了
 - ⑦ サイバー攻撃その他の第三者（ただし、当社の役員、従業員及び再委託先は除きます。）の故意又は過失による行為及びその行為に起因または関連して生じた結果
 - ⑧ 法令の制定・改廃
 - ⑨ 公権力による命令処分その他政府による行為
 - ⑩ その他当社の責めに帰すことができない事由
- (17) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

第2条（適用関係）

当社は、本規約以外に、別途、本契約に適用される規程等を定め、本サイト上に掲載する場合があります。当該規程等は、本規約の一部を構成するものとしますが、本規約と当該規程等の内容に矛盾又は抵触がある場合は、本規約が優先して適用されます。

第3条（契約締結）

契約希望者は、本規約の内容に同意した上で、当社所定の利用申込書に当社所定の事項を記載して当社に提出することにより、本契約の締結の申込みを行うことができます。なお、本契約を締結するには、一次事業者又は二次事業者であることが必要です。

- 2 当社は、当社所定の基準により契約希望者との本契約締結の可否を判断し、契約希望者の申込みを承諾する場合には、当社所定の方法によりその旨及びID・パスワード等の情報を通知します。契約希望者は、当該通知日をもって契約者となり、当該契約者と当社間に本契約が成立します。
- 3 当社は、契約希望者が以下のいずれかに該当し、又は該当すると当社が判断した場合は、契約希望者の申込みを承諾しないことができます。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 当社所定の方法によらずに申込みを行った場合
 - (2) 本規約に違反するおそれがある場合
 - (3) 過去に本規約に違反した者又はその関係者である場合
 - (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は法人の代表権を有しない者のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人、補助人又は代表権を有する者の同意等を得ていなかった場合
 - (5) 本サービス等と同種又は類似するサービスを現に提供している場合又は将来提供する予定である場合
 - (6) 第4条第2項、第23条、第26条第3項又は第37条に定める表明・保証のいずれかに違反している場合
 - (7) その他当社が本契約の締結を妥当でないと判断した場合

第4条（登録事項の変更等）

契約者は、以下の事項（以下「登録事項」といいます。）に変更が生じた場合、直ちに当社所定の方法により、登録事項の変更手続きを行うものとします。

- (1) 契約者に関する事項
 - ① 法人名・事業所名
 - ② 法人又は事業所の所在地
 - ③ 法人代表者名又は事業所責任者名
 - ④ 電話番号・FAX番号
 - ⑤ 担当者名
- (2) 利用者に関する事項
 - ① 氏名
 - ② E-mailアドレス
 - ③ 所属部署

④ 電話番号・FAX番号

- 2 契約者は、登録事項のほか、利用申込書に記載した事項又は本サイトにおいて入力した事項その他当社に提供した契約者に関する情報が全て正確であることを表明し、保証します。

第5条（本サービスの種類及び内容等）

本サービスの種類及び内容は、以下に定めるとおりとします。なお、各サービスの詳細については、本サイトにおいて掲載するものとします。

種類	内容
Neo プラン	受発注、業務支援及び請求機能
Plus プラン	受発注及び業務支援機能のうち当社が指定する一部の機能
Entry プラン	受発注機能のうち当社が指定する一部の機能

- 2 契約者は、第3条第1項に定める利用申込時に、利用を希望する本サービスの種類を選択するものとします。
- 3 契約者は、本規約に定める条件に従い、第3条第1項に定める利用申込時に選択した種類の本サービスを利用することができます。

第6条（本サービスの種類の変更）

契約者は、当社所定の方法で当社に申し出ることにより、本サービスの種類を変更することができます。なお、本サービスの種類の変更日は、契約者の希望及び変更作業に要する期間その他の事情を踏まえ、契約者と協議の上、当社が定めるものとします。

第7条（ヘルプデスクサービス）

当社は、契約者に対し、各契約者が利用する本サービスの種類に応じて、無償にて、ヘルプデスクサービスを提供します。

- 2 前項のヘルプデスクサービスの内容、提供方法その他の条件については、本サイトにおいて掲示するものとします。

第8条（A I 福祉用具選定業務支援サービスの利用）

契約者は、本サービス（ただし、「Neo プラン」又は「Plus プラン」に限ります。）の一部として提供される、A I を利用した福祉用具専門相談員の選定業務を支援するサービスを利用する場合、別紙「A I 福祉用具選定業務支援サービス利用規約」に同意し、これを遵守するものとします。

第9条（アプリケーションの利用）

契約者は、本サービスと組み合わせて、別途当社が提供するアプリケーション（以下「本アプリ」という。）を利用することができます。この場合においては、契約者は、別途当社が定める本アプリの利用規約に同意し、その内容を遵守するものとします。

第10条（連携サービス）

契約者は、本サービスの利用に関連して、別途下記サービス提供者との間で利用契約を締結することにより、下記サービス（以下「連携サービス」といいます。）を利用することができます。

サービス名	サービス提供者	サービスの概要
国保連請求伝送ソフト「でんそう君」	株式会社日本ケアコミュニケーションズ（以下「NCC 社」といいます。）	国保連伝送サービス
事務処理代行サービス (e-KaigoNet Support)	株式会社ケアビジネスサポートシステム（以下「CSS 社」といいます。）	福祉用具貸与事業者に係る事務代行サービス

- 2 契約者は、連携サービスを利用する場合、本規約に加え、当該サービス提供者が定める利用規約その他の契約条項を遵守するものとします。
- 3 連携サービスの提供者の利用規約その他の契約条項と本規約の規定との間に矛盾又は抵触があるとき、当社と契約者との間では、本規約の内容が優先します。
- 4 第1項の国保連請求伝送ソフト「でんそう君」（以下「伝送ソフト」といいます。）を契約者が利用する場合においては、契約者は、伝送ソフトの再利用許諾を CSS 社から得るために必要な利用契約を、CSS 社との間で締結する必要があるものとします。

第11条（本サービス等の提供範囲）

当社は、契約者に対し、本サービス等を日本国外において提供する義務を負わないものとし、契約者は、日本国外において本サービス等を利用しないものとします。

第12条（再委託）

当社は、その裁量により、第三者に対し、本サービス等の提供又はこれに関連する業務の全部又は一部を委託できるものとします。

第13条（本サービス等に関する保証）

当社は、本サービス等、本サービス等に付随するサービス又はこれに関連する事項について、明示又は黙示の別を問わず、契約者の期待や目的等の充足、他者の権利利益の非侵害を含む一切の保証をしません。

第14条（利用料金）

契約者は、当社に対し、本サービスの利用の対価として、当社所定の利用料金を当社所定の支払方法に従って、当社所定の期日までに支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払いに要する費用は、契約者の負担とします。

- 2 本契約の開始日又は終了日が、月の初日又は末日以外の場合であっても、契約者は、当該開始日又は終了日が属する月分の利用料金を当社に支払うものとし、当社は日割り計算を行わないものとします。
- 3 当社は、本契約の有効期間中に契約者が本サービスの提供を受けられなくなった場合又は受ける必要がなくなった場合でも、その理由を問わず当社は利用料金の返還を行いません。
- 4 契約者は、利用料金の支払いを遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 5 当社は、その事業上の理由、法令の制定改廃又は経済情勢の変動等によって、利用料金の変更の必要が生じたときは、第40条に従い、利用料金を変更できるものとします。

第15条（レンタル契約等の成立時期）

契約者である一次事業者が当社との間のレンタル基本契約に基づいて本システムを利用して当社に対して個別のレンタル契約（以下、本項において「個別レンタル契約」といいます。）の申込みを行う場合、個別レンタル契約は、本システム上において、当該一次事業者が当社に対して発注データを送信し、当社が当該一次事業者に対してレンタル契約確認書（受注データ）を送信した時に成立するものとします。

- 2 契約者である二次事業者が契約者である一次事業者との間のレンタル基本契約に基づいて本システムを利用して当該一次事業者に対して個別のレンタル契約の申込みを行う場合、本システム上において、当該二次事業者が当社に対して発注データを送信した時点

で、当該一次事業者から当社に対する個別のレンタル契約（以下、本項において「個別レンタル契約①」といいます。）の申込み及び当該二次事業者から当該一次事業者に対する個別のレンタル契約（以下「個別レンタル契約②」という。）の申込みの双方がなされたものとみなします。この場合、個別レンタル契約①及び②は、本システム上において、当社が当該一次事業者及び二次事業者に対してレンタル契約確認書（受注データ）を送信した時にいずれも成立するものとします。

- 3 契約者である一次事業者が当社との間の売買基本契約に基づいて本システムを利用して当社に対して個別の売買契約（以下、本項において「個別売買契約」といいます。）の申込みを行う場合、個別売買契約は、本システム上において、当該一次事業者が当社に対して発注データを送信し、当社が当該一次事業者に対して受注データを送信した時に成立するものとします。
- 4 契約者である二次事業者が契約者である一次事業者との間の売買基本契約に基づいて本システムを利用して当該一次事業者に対して個別の売買契約の申込みを行う場合、本システム上において、当該二次事業者が当社に対して発注データを送信した時点で、当該一次事業者から当社に対する個別の売買契約（以下、本項において「個別売買契約①」といいます。）の申込み及び当該二次事業者から当該一次事業者に対する個別の売買契約（以下「個別売買契約②」という。）の申込みの双方がなされたものとみなします。この場合、個別売買契約①及び②は、本システム上において、当社が当該一次事業者及び二次事業者に対して受注データを送信した時にいずれも成立するものとします。

第2章 本サービス等の変更等

第16条（本サービス等の変更）

当社は、その裁量により、いつでも、本サービス等の機能追加、品質維持及び品質向上を目的として、本サービス等の全部又は一部を変更できます。

- 2 当社は、本サービス等の変更により、変更前と同等の機能及びサービス内容が維持されることを保証しません。

第17条（本サービス等の中断）

当社は、その裁量により、定期的又は必要に応じて、保守、メンテナンスその他その理由を問わず、本サービス等の全部若しくは一部の提供を停止できます。この場合、当社は、契約者に対し、本サービス等の提供を停止する旨を、提供停止の14日前までに、通知します。

- 2 前項にかかわらず、当社は、システムの過負荷、システムの不具合、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電・通信障害、不正アクセス、その他当社が本サービス等の全部又は一部の中断が必要と合理的に判断したときは、契約者に事前の通知なく、本サービス等の全部又は一部を中断することができます。
- 3 当社は、前2項の中断によって契約者に生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

第18条（本サービス等の終了）

当社は、その裁量により、いつでも、その理由を問わず、本サービス等の全部又は一部の提供を終了できます。本サービス等の全部又は一部の提供を終了する場合、当社は、契約者に対し、その旨を、終了日の90日前までに、通知します。

- 2 当社は、前項の終了によって契約者に生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

第3章 本サービス等の利用条件

第19条（契約者環境の用意）

契約者は、自己の費用と責任で、本システムを利用するために必要なコンピュータ、電気通信回線、電気通信設備その他のハードウェア及びソフトウェア（以下「契約者環境」といいます。）を用意し、本システム及び本サイトに接続するものとします。

- 2 当社は、契約者が契約者環境から電気通信回線を介して本システム及び本サイトに接続可能であるとき、本サービスを提供します。

第20条（ID・パスワードの管理）

契約者は、自己の責任において、自ら及び利用者をして、ID・パスワードを適切に管理・保管するものとし、これを第三者に開示・利用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしたりはならないものとします。

- 2 契約者は、同一のIDを複数人に使用させてはならないものとします。
- 3 当社は、ログイン時に使用されたID・パスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、当該ログインした者を真正な利用者とみなします。
- 4 当社は、契約者又は利用者によるID・パスワードの管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によって契約者又は利用者が損害を被ったとしても、一切の責任を負わないものとします。

第21条（利用者の管理）

契約者は、利用者に対して、契約者が本サービス等の利用に関して本規約に基づいて負う義務と同等の義務を負わせ、利用者をして、本規約の各条項を遵守させるものとします。

- 2 契約者は、利用者の本サービス等の利用に関する一切の行為について、自らが為したものとして、当社に対して一切の責任を負うものとします。

第22条（禁止行為）

契約者は、本サービス等の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断する行為をしてはならず、また、利用者をして、当該行為をさせないものとします。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 犯罪に関連する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 当社又は契約者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (5) 当社、他の契約者又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- (6) 本サービス等の運営・維持を妨げる行為
- (7) 本サービス等のネットワーク又はシステム等に過度の負担をかける行為
- (8) 本サービス等のネットワークに不正にアクセスする行為
- (9) 他の契約者又は第三者になりすます行為
- (10) 第三者に本サービス等を利用させる行為
- (11) 当社が事前に承諾しない形での宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
- (12) 本サービス等により利用しうる情報を改ざんする行為
- (13) 第4条第2項、第23条、第26条第3項、第37条に定める表明・保証に違反する行為
- (14) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (15) その他、当社が不適切と判断する行為

第4章 データ及び情報の取扱い

第23条（契約者等データの保証）

契約者は、当社に対し、次の各号の事実が正確かつ真実であることを表明し、保証します。

- (1) 契約者が、本サービス等で、契約者等データを利用し、かつ、当社に対し開示（送信・公衆送信その他発信を含みます。）する正当な権限を有すること
- (2) 契約者による契約者等データの利用が、第三者の権利及び利益を侵害しないこと
- (3) 契約者が契約者等データについて、次条第3項に定めるライセンスを付与する正当な権限を有していること

第24条（契約者等データの利用）

当社は、契約者による本規約への同意又は本契約の締結により、契約者が当社に対し契約者等データに関する知的財産権を譲渡するものではないことを確認します。

- 2 当社は、契約期間中及びその終了後も契約者等データ（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報（以下「個人情報」という。）を除く。以下、本条において同様とする。）を、次の目的で利用できるものとします。
 - (1) 本サービス等の追加的機能の開発
 - (2) 本サービス等の機能の品質維持及び改良
 - (3) 本サービス等以外の契約者に有用なサービスの提案
- 3 契約者は、当社に対し、前項の目的に必要な限りで、契約者等データの使用及び複製、改変、開示並びにその他一切の態様による使用又は利用が可能な、無期限、非独占、無償及びサブライセンス可能並びに撤回不能のライセンスを付与し、また、当社のこれら使用又は利用が禁止されないことを確認します。
- 4 契約者は、前項のライセンスを付与する正当な権限を有しないとき、その権限を権利者より取得します。
- 5 契約者は、契約者等データについて、当社及び当社から権利を承継し又は許諾された者に対し、人格権（著作者人格権を含みます）を行使せず、また、その権利者に人格権を行使させてはなりません。

第25条（契約者等データの管理）

当社は、契約者等データを、善良な管理者として、適切に管理します。当社は、法令に基づき開示が認められるとき又は本規約で許諾されたときを除き、第三者に対し、契約者等データを開示しません。

- 2 契約者は、本サービス等の利用にあたって使用する契約者等データを、自らの費用と責任でバックアップします。
- 3 当社は、本サービス等の提供の終了又は本契約の終了の日から14日経過後に、契約者等データを消去できるものとします。当社は、当該期間の経過後、契約者に対し、契約者等データをアクセス可能又は使用若しくは利用可能にする義務を負いません。
- 4 当社は、本契約又は法令に反するその他当社が不適切であると判断した契約者等データを、契約者への事前の通知なく、ただちに消去できるものとします。

第26条（個人情報の取扱い）

当社が利用申込書又は契約者等データその他契約者から取得する情報に個人情報が含まれる場合、当社所定の「プライバシーポリシー」が適用されます。

- 2 当社は、個人情報を、当社所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 3 本サービス等の利用にあたって、契約者から当社に提出された利用申込書又は契約者等データその他契約者から取得する情報に個人情報が含まれる場合、契約者は、次の各号の事実のすべてが、正確かつ真実であることを表明し、保証します。
 - (1) 契約者とその個人情報の取得及び当社への提供について、個人情報保護法その他法令のもと、正当な権限を有していること
 - (2) 契約者が個人情報保護法その他法令を遵守していること（個人情報保護法上必要な本人からの同意の取得を含みます。）
- 4 契約者は、自らの費用と責任で、個人情報保護法その他法令の遵守に必要な手続の一切をとります。

第27条（介護利用者の個人情報等の当社に対する提供）

契約者は、本サービス等の利用に際し、本システムへの入力等の方法により当社に対して介護利用者の個人情報その他介護利用者に関連する情報（以下、本項において「介護利用者の個人情報等」という。）を提供する場合、あらかじめ、当該介護利用者から、当社指定の同意書の取得又は当社指定の同意文言を含む同意書の取得のいずれかの方法により、当社への提供及び当社による利用について同意を取得するものとします。ただし、当社がその取得を免除した場合はこの限りではありません。

第28条（権利帰属）

本サービス等を構成し、又は本サービス等に付属する有形及び無形の構成物（ソフトウェア、データ、画像、テキスト、デモ及び契約者マニュアルなどのコンテンツを含みます。）の所有権及び知的財産権等は、全て当社及び当社が使用又は利用許諾を受けている第三者に帰属します。

- 2 本契約に基づく本サービス等の使用又は利用許諾は、本サービス等の使用に必要な範囲を超えて、本サイト又は本システムに関する、当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権等の利用許諾を意味しません。
- 3 契約者は、目的の如何を問わず、事前に当社の書面による同意なく、本サービス等のコンテンツ及び付属製品の再生、複製、翻案その他一切の利用行為を行い、又は第三者に利用させ、若しくは貸与、譲渡、名義変更、売買、買入れ等のいかなる処分もしてはなりません。
- 4 契約者は、第1項記載の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- 5 契約者は、他のサイトから本サイトへ直接リンクを張る場合には、事前に当社の書面による同意を得るものとします。

第29条（当社成果の取扱い）

当社が、契約者等データを用いて作出した成果及びデータ（以下「当社成果」といいます。）に関する知的財産権の一切は、当社に帰属します。

- 2 当社は、当社成果を何ら制限なく自由に利用できるものとします。
- 3 当社は、契約者に対し、当社成果を開示する義務を負いません。

第5章 本契約の存続・終了

第30条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約の成立日から1年間とします。

- 2 本契約の有効期間満了の90日前までに、当社又は契約者のいずれからも本契約終了の意思表示がない限り、本契約の有効期間は1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約の有効期間中であっても、前条により登録を抹消され、本契約を解除された場合は、その時点で本契約は終了します。

第31条（契約解除等）

当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、事前に何らの通知・催告を要することなく、本サービス等の利用の一時停止又は本契約の解除をすることができます。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務を負いません。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 第3条第3項各号に該当することが判明した場合
 - (3) 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させた場合、その他支払いを停止した場合
 - (4) 仮差押え、仮処分、強制執行、又は競売の申立てを受け、若しくは諸税の滞納処分又は保全差押を受けた場合
 - (5) 破産、民事再生、会社更生等法令に基づく事業の清算又は再建の申立てがあった場合
 - (6) 事業を廃止し、又は解散し、若しくは官公庁から業務停止等業務継続不能の処分を受けた場合
 - (7) 経営が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (8) その他、当社が本サービス等の利用を適当でないと判断した場合
- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当し、又は該当すると当社が判断した場合は、当社に対し負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対する全ての債務の履行するものとします。
 - 3 契約者は、第1項の一時停止措置を受けている場合であっても、本契約が継続している限り、利用料金を支払う義務を負うものとします。
 - 4 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について、一切の責

任を負いません。

第32条（契約者による解約）

契約者は、当月20日までに当社所定の解約申込書により届け出ることにより、当月末日をもって本契約を解約することができます。

- 2 前項の場合において、本契約期間中にかかる契約者の一切の債務は、本契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまでは消滅しないものとします。

第6章 責任・損害賠償

第33条（契約者の損害賠償義務）

契約者は、本サービス等の利用に関して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第34条（免責）

次の各号のいずれも、当社の債務を構成するものではなく、かつ、当社は、次の各号のいずれかに起因又は関連して、契約者又は第三者が被った損害については、請求原因のいかんにかかわらず、その責任を負いません。

- (1) 本契約の終了
- (2) 本サービス等の提供、提供停止、提供終了又は変更
- (3) 契約者等データの消去
- (4) 契約者による本契約の違反（重大性は問いません）
- (5) 免責事由による本サービス等の全部又は一部の不提供その他当社による本契約上の義務の不履行
- (6) その他本サービス等に関連して生じた当社の責めに帰すべからざる事由

第35条（当社の損害賠償義務）

当社は、本サービス等の提供に際して、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合、これを賠償するものとします。

- 2 当社が契約者に対して損害賠償義務を負う場合、賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない）ものとし、賠償すべき損害の額は、当該損害発生時までに契約者が当社に支払った利用料金の総額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、契約不適合責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、当社が契約者に対して負う全ての損害賠償義務等に適用されるものとします。

第7章 一般条項

第36条（守秘義務）

当社及び契約者は、本契約に関連して知り得た相手方の業務上、営業上の秘密を、本契約の終了の前後を問わず、第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は除きます。

- (1) 相手方からの知得時に既に公知の情報または相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - (3) 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報であるもの
 - (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの
- 2 契約者は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、速やかに本サービス等の利用に関し、当社が契約者に交付した付属製品及びその写しを返還するものとします。

第37条（反社会的勢力の排除）

契約者は、当社に対し、本契約締結時のみならず、本契約締結後においても、次の各号の事項が全て真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (1) 自ら又は自らの役員又は従業員が反社会的勢力に該当しないこと
- (2) 反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと
- (3) 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと
- (4) 不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していないこと
- (5) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどを通じて、反社会的勢力の維持、運営又は経営に協力又は関与するなど、反社会的勢力との何らかの交流又関与を行っていないこと
- (6) その他、自ら、自らの役員若しくは従業員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

第38条（通知・連絡）

当社から契約者への通知は、書面、電子メール又は本サイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。

- 2 前項の規定に基づく当社から契約者への通知を書面の発送、電子メールの送信又は本サイトへの掲載の方法により行った場合、当該契約者への通知は、それぞれ、書面の発送時、電子メールの送信時又は本サイトへの掲載時から効力を生じるものとします。

第39条（譲渡禁止）

契約者は、当社の書面による事前承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部について、次の各号の事項を含む一切の処分をしてはなりません。

- (1) 譲渡
- (2) 承継（会社分割及び合併その他包括承継を含みます。）
- (3) 担保目的の提供

第40条（本規約の変更）

当社は、本契約の目的に反しない範囲で、本規約をいつでも任意に変更することができるものとし、契約者はこれに同意します。ただし、本規約が、民法第548条の2以下の規定の適用を受けるとき、その変更は、同法第548条の4の規定を根拠とします。

- 2 当社は、本規約を変更するときは、次の各号の事項を、本サイトに掲載する方法によって契約者に通知します。
 - (1) 本規約を変更する旨
 - (2) 変更後の本規約の内容
 - (3) 変更の効力発生日
 - (4) 本規約の変更は、前項第3号の効力発生日より効力を生じるものとし、
- 3 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合しないとき、当社は、第2項第3号の効力発生日の到来前に、契約者に対し、前項の各号の事項を、本サイトに掲載する方法によって通知します。
- 4 契約者は、次の各号のいずれかに該当するとき、変更後の本規約の適用に同意したものとみなします。
 - (1) 第2項第3号の効力発生日以後に、本サービス等を利用したとき
 - (2) 当社が、解除期間を定めて、契約者による解除を認めた場合に、その期間内に本契約を解除しなかったとき

第41条（準拠法）

本サービス等が実際に提供又は使用される国又は地域のいかんにかかわらず、本契約は日本法に準拠し、解釈されます。

第42条（合意管轄）

本規約について訴訟提起又は調停の必要が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

(別紙)

AI 福祉用具選定業務支援サービス
利用規約

Ver. 1.0.0

© 2023 Nippon Care Supply Co., Ltd.

Ver. 1.0.1

AI 福祉用具選定業務支援サービス利用規約

この利用規約（以下「別紙規約」といいます。）は、AI 福祉用具選定業務支援サービス（第1条に定義します。）の利用条件を定めるものです。

第1条（用語の定義）

別紙規約において、以下の用語は、以下の意味を有するものとします。なお、e-KaigoNet 利用規約（以下「原規約」といいます。）において定義された用語の意味は、原規約に定めるとおりとします。

- (1) 「AI」とは、Artificial Intelligence（人工知能）をいいます。
- (2) 「AI 福祉用具選定業務支援サービス」とは、本サービス（ただし、「Neo プラン」又は「Plus プラン」に限ります。以下、別紙規約において同様とします。）の一部として本システムを通じて提供される、AI を利用した福祉用具専門相談員による福祉用具の選定業務を支援するサービスをいいます。
- (3) 「被保険者」とは、契約者の顧客であり、利用者が担当する介護サービスを必要としている介護保険を利用する者をいいます。

第2条（規約への同意）

契約者は、AI 福祉用具選定業務支援サービスを利用するにあたり、原規約及び別紙規約の内容の徹底と遵守の義務を負うものとします。

- 2 契約者は、利用者に原規約及び別紙規約の徹底及び遵守を含め、AI 福祉用具選定業務支援サービスの利用に関し自己が負うのと同等の義務を遵守させるものとし、利用者が原規約又は別紙規約に違反する行為を行った場合、契約者が当該行為を行ったものとみなします。

第3条（規約の変更）

契約者は、当社と AI 福祉用具選定業務支援サービスの提供元企業である株式会社シーディーアイ（以下「CDI」といいます。）との間の契約内容の変更等により、当社が当該変更に対応して原規約又は別紙規約を変更した場合、変更後の原規約又は別紙規約も遵守するものとします。

第4条（AI 福祉用具選定業務支援サービスの利用条件）

契約者及び利用者は、自らの費用と責任において、AI 福祉用具選定業務支援サービスの利用に必要な設備、環境を用意し、適切に AI 福祉用具選定業務支援サービスへ接続し、操作するものとします。また、契約者及び利用者の設備、環境については、契約者が自らが一切の責任を負うものとします。

- 2 AI 福祉用具選定業務支援サービスは、当社から本システムの使用を許諾された契約者

及び利用者が本システムに搭載された呼び出し機能を通じてアクセスする態様での利用のみが許諾されており、契約者及び利用者は、別途の許諾があった場合を除き、その他の方法で AI 福祉用具選定業務支援サービスを利用してはならないものとします。

第5条（アクセス資格の管理）

CDI は、契約者及び利用者が AI 福祉用具選定業務支援サービスにアクセスする際、本システムが内部生成する情報に基づき、契約者を適切に認証するものとします。

- 2 契約者及び利用者は、自己以外の第三者（CDI に登録されたユーザを含みます。以下同じ。）に対して、自己に使用権が帰属する本システムを通じて AI 福祉用具選定業務支援サービスを利用させてはならないものとします。
- 3 契約者及び利用者は、1つの ID を複数人で共有、利用してはならないものとします。
- 4 契約者又は利用者に付与された ID を使用して本システムを通じてなされた AI 福祉用具選定業務支援サービスの利用の全ては、契約者又は利用者の利用とみなされます。

第6条（利用者に関する個人情報の取得と利用目的）

CDI は、AI 福祉用具選定業務支援サービスの提供にあたり、CDI が AI 福祉用具選定業務支援サービスを通じて取得した利用者の個人情報について、下記の利用を行うことができます。

- (1) AI 福祉用具選定業務支援サービスを提供する為に、利用者の氏名、所属企業、メールアドレス等の個人情報を使用することができます。
 - (2) AI 福祉用具選定業務支援サービスで取得した利用者の個人情報を、AI 福祉用具選定業務支援サービスの提供、機能追加、機能改善、AI 福祉用具選定業務支援サービスで使用する AI の学習等の為に使用することができます。
 - (3) AI 福祉用具選定業務支援サービスで取得した利用者の個人情報を元に、特定の個人との対応関係を排斥して統計情報の作成を行い、レポートの作成及び対外的な発表に使用することができます。
 - (4) AI 福祉用具選定業務支援サービスで取得した利用者の個人情報は、AI 福祉用具選定業務支援サービスの提供、機能追加、機能改善、AI 福祉用具選定業務支援サービスで使用する AI の学習等の為に、他の事業者へ個人情報の取扱いを委託することができます。その場合は、CDI は、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結いたします。
- 2 CDI は、(1)～(4)以外の目的で、契約者又は利用者により送信された利用者の個人情報を一切利用しません。

第7条（被保険者に関する個人情報の取得と利用目的）

契約者又は利用者は、AI 福祉用具選定業務支援サービスの利用にあたり、被保険者から個人情報を取得する際に、被保険者に対し、被保険者の個人情報が、以下に定めるところにより提供又は利用されることがあることを明示するものとします。

- (1) 契約者又は利用者は、当社及びCDIに対するAI福祉用具選定業務支援サービスの提供の委託に伴って、当社及びCDIに対し、被保険者の氏名、生年月日及び被保険者番号等の個人情報並びに被保険者の状態等（要介護認定調査、主治医意見書等）の要配慮個人情報を提供します。
 - (2) 当社及びCDIは、前号に基づいて契約者又は利用者から取得した個人情報及び要配慮個人情報を、AI福祉用具選定業務支援サービスの提供、機能追加及び機能改善、AI福祉用具選定業務支援サービスで使用するAIの学習並びに契約者及び利用者への情報提供等に利用することができます。ただし、契約者又は利用者から委託を受けた業務の範囲内での利用に限ります。
 - (3) 当社及びCDIは、第1号に基づいて取得した個人情報及び要配慮個人情報を元に、特定の個人との対応関係を排斥して統計情報の作成し、契約者又は利用者から委託を受けた業務の範囲内で、これを使用することができます。
 - (4) CDIは、第1号に基づいて取得した個人情報及び要配慮個人情報の取扱いを、AI福祉用具選定業務支援サービスの提供、機能追加及び機能改善、AI福祉用具選定業務支援サービスで使用するAIの学習並びに契約者及び利用者への情報提供等のために、第三者に委託することができます。ただし、契約者又は利用者から委託を受けた業務の範囲内での委託に限ります。
- 2 当社及びCDIは、第2号ないし第4号以外の目的又は方法で、第1号に基づいて取得した個人情報及び要配慮個人情報を一切利用しません。
 - 3 契約者又は利用者による第1項に定める被保険者への明示に瑕疵又は欠缺があったことにより発生する損害及び請求については、契約者又は利用者が一切の責任を負い、当社及びCDIは責任を負わないものとします。

第8条（情報に関する責任）

契約者及び利用者は、以下の各号に定める事由に起因する情報の消失、紛失、漏えい、破損等については、当社及びCDIに対して、損害の賠償その他責任追及を行わないことを承諾します。

- (1) 火災、停電、天災、戦争、テロ、疫病、労働争議、暴動、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、通商停止、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入、その他当社及びCDIの合理的な支配の及ばない状況が発生した場合
- (2) 故意及び過失の有無を問わず、第三者による侵害行為
- (3) 契約者又は利用者の故意又は過失に基づく行為

第9条（契約者の名称等の利用）

契約者は、契約者及び利用者より提供された情報（ただし、個人情報及び要配慮個人情報を除く。）を元に、CDIが特定の契約者との対応関係を排斥して統計情報の作成を行い、レポートの作成、対外的な発表を行うことができることを承諾するものとします。

- 2 CDIが販売促進資料、説明資料及び自己のWebページ等でAI福祉用具選定業務支援

サービスの使用例を開示する場合並びに学術誌及び学会等における学術発表を行う場合には、CDI は、契約者の名称、商標及びロゴ等を利用することができるものとし、かかる権利を契約者より付与されるものとしします。

- 3 前項に基づいて CDI が契約者の名称、商標及びロゴ等を利用する場合は、CDI は、事前に契約者の承諾を得ることとし、契約者の名称、商標及びロゴ等の利用について、契約者のガイドラインに基づいて利用するものとしします。

第10条（禁止事項）

契約者及び利用者は、AI 福祉用具選定業務支援サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとしします。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為
 - (2) 犯罪行為に関連する行為
 - (3) 当社又は CDI のサーバー又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
 - (4) 当社又は CDI のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (5) 他の利用者又は被保険者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
 - (6) 他の利用者に成りすます行為
 - (7) 当社又は CDI のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
 - (8) 当社、CDI、AI 福祉用具選定業務支援サービスの他の利用者、被保険者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利又は利益を侵害する行為
 - (9) AI 福祉用具選定業務支援サービスの一部又は全部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブラ、その他 AI 福祉用具選定業務支援サービスを解析する行為、又はその行為に協力する行為
 - (10) 別紙規約のいずれかの条項に違反する行為
 - (11) その他、当社又は CDI が合理的な理由に基づいて、不適切と判断する行為
- 2 契約者は、契約者又は利用者が本条第1項に違反している場合、何らの通知を行うことなく、以下の措置を行われる可能性があることを予め承諾するものとしします。この場合、以下の措置によって、契約者及び利用者が発生した損害に対しては、契約者及び利用者はその責任を追及しないものとしします。
 - (1) 本サービス又は AI 福祉用具選定業務支援サービスの提供停止
 - (2) 本契約の解除
 - (3) 契約者及び利用者に対する当社又は CDI に生じた損害の賠償請求
 - (4) その他、当社又は CDI が合理的な理由に基づいて、必要だと判断する措置

第 1 1 条 (AI 福祉用具選定業務支援サービス利用に関する契約者及び利用者の責任)

契約者は、AI 福祉用具選定業務支援サービスの利用に関して、利用者に関わる全ての責任を負うものとします。

- 2 契約者又は利用者が、AI 福祉用具選定業務支援サービスの利用に関して、他の契約者もしくは利用者、被保険者、第三者に損害を与えた、又は紛争を生じさせた場合は、契約者はその責任と費用において、当該損害の賠償、紛争を解決するものとします。

第 1 2 条 (利用料金及び支払方法)

AI 福祉用具選定業務支援サービスは、本サービスの一部として附随提供されるサービスであり、当社より本サービスの使用権が許諾された契約者及び利用者は、本サービスの利用料を当社に支払うことを条件に、別途の対価を支払うことなく、AI 福祉用具選定業務支援サービスを利用することができます。

- 2 契約者は、契約者が本サービスの利用料を適切に支払わなかったことを理由として、当社が契約者に対する AI 福祉用具選定業務支援サービス提供の中止依頼を CDI に対して行うこと及び当該依頼に基づき CDI が AI 福祉用具選定業務支援サービス提供の停止並びに当社が本契約の解除ができることにつき予め同意するものとします。

第 1 3 条 (AI 福祉用具選定業務支援サービスの停止、中止)

契約者及び利用者は、以下の事態が発生した場合には、AI 福祉用具選定業務支援サービスの全部、又は一部を停止、又は中止することをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社又は CDI の設備、契約しているクラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS)、その他サービスを提供する為に必要なシステムの保守、点検、更新を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、天災、戦争、テロ、疫病、労働争議、暴動、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、その他不可抗力、又は第三者による妨害等、その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあり、AI 福祉用具選定業務支援サービスの提供が困難な場合
 - (3) AI 福祉用具選定業務支援サービスの運用上又は技術上の理由により、AI 福祉用具選定業務支援サービスの停止又は中止が必要と当社又は CDI が判断した場合
- 2 当社及び CDI は、本条第 1 項により AI 福祉用具選定業務支援サービスの全部又は一部が停止又は中止された場合、契約者及び利用者、被保険者、第三者に対して、一切の責任を負わないものとします。

第 1 4 条 (AI 福祉用具選定業務支援サービスの変更、追加、終了)

契約者及び利用者は、契約者及び利用者事前に通知をすることなく、CDI が AI 福祉用具選定業務支援サービスの全部又は一部の変更又は追加を行う場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

- 2 契約者及び利用者は、契約者に対し、事前に通知をした上で、CDI が AI 福祉用具選定

業務支援サービスの全部又は一部を終了することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第15条（サービス提供の停止・終了）

当社は、以下のいずれかに該当する場合、AI福祉用具選定業務支援サービスの全部又は一部の提供を停止又は終了することができるものとします。

- (1) 事由の如何を問わず、CDIがAI福祉用具選定業務支援サービスの利用を停止又は終了したとき
- (2) その他当社又はCDIが契約者又は利用者によるAI福祉用具選定業務支援サービスの利用の継続が不相当と判断するとき

第16条（知的財産権の帰属）

AI福祉用具選定業務支援サービスの提供に必要な機能や、提供する文章、画像、プログラム、データ等のコンテンツについて的一切の権利（著作権、特許権、商標、意匠権等の知的財産権、所有権、肖像権、パブリシティー権等）は、CDI又は当該権利を有する第三者に帰属するものとします。

- 2 契約者、利用者、被保険者及びその他被保険者の介護に関わる者は、AI福祉用具選定業務支援サービスで提供される帳票データを自己利用する場合等、AI福祉用具選定業務支援サービスにおいて明示的に許諾されている場合は本条第1項に掲げる権利を利用することができますが、別紙規約はこれらの者に対する権利譲渡や、AI福祉用具選定業務支援サービスにおいて明示的に許諾される範囲を超えた権利の利用許諾をするものではありません。

以上